

社会福祉法人 円勝会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～ 令和17年3月31日までの10年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・取得率を50%以上にする

<対策>

- 令和7年4月1日～ 育児休業制度を含む法人の諸規定の内容を職場内研修等で周知
- 令和8年4月1日～ 各職場の取得率の実績等を当該職場内の研修等で周知(評価)し、不十分な場合は、職場毎に取得促進計画を策定。

目標2：計画期間内に、常勤職員の一人当たり平均残業時間を10時間未満とする。

<対策>

- 令和7年4月1日～ 職場内研修等で法人の目標を周知
- 令和8年4月1日～ 各職場の平均残業時間の実績等を当該職場内の研修等で周知(評価)し、不十分な場合は、職場毎に削減計画を策定。